

目黒区ビジネスチャレンジ補助金のご案内

【創業補助金】

令和8年度

（ 募 集 要 項 ）

目黒区産業経済部

産業経済・消費生活課中小企業振興係

～ 申請から補助金交付までの流れ ～

- ① 申請書類を提出
令和8年8月31日（月）から9月11日（金）まで
- ② 書類審査結果通知
令和8年10月9日（金）（予定）
- ③ 選考・審査（面接日）
令和8年10月21日（水）
- ④ 交付決定通知
令和8年11月上旬
- ⑤ 実績報告書提出
令和9年3月31日（水）
- ⑥ 実績確定通知
令和9年4月
- ⑦ 支払い
令和9年5月

1 事業の目的

目黒区では、新たな事業分野の開拓を図る事業者を応援するため、「目黒区ビジネスチャレンジ補助金」の募集をします。

この補助事業は、中小企業の創造的かつ創意工夫に満ちた事業活動を促進することを目的に区内産業の活性化を目指して、必要とする経費の一部を補助するものです。

2 補助対象期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日の1年間

3 補助限度額及び補助率

① 補助限度額

一つの事業に対して、上限を50万円とし、予算の範囲内で交付する。

② 補助率

対象と認められた経費の10分の10（千円未満端数切捨て）

4 補助対象者

① 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者（別表1）のうち、次の何れかに該当する法人又は個人

ア 法人登記を行ってから5年未満の法人（法人登記が、令和3年9月12日以降）

※中小企業基本法上、「会社」に該当する法人のみ

イ 個人事業の開業の届出を行ってから5年未満の個人（開業の届け出が、令和3年9月12日以降）

② 区内で具体的に創業を計画しており、令和9年3月31日までに個人事業の開業の届出を行う予定の者又は法人（中小企業基本法上の「会社」に該当する法人のみ）を設立し、その代表となる予定の個人

5 申請要件

以下のすべての要件を満たしていること。

① 区内において主たる事業所を有し、事業活動を行うこと

② 実施体制や実行能力（経理その他事務を含む）等を有し、期間内（令和8年度内）に事業を実施できること。

③ 必要な許認可を取得し、関係法令を遵守すること

④ 補助対象期間終了後も、継続して事業を実施する計画であること

⑤ 民事再生法又は会社更生法による申立て等、補助対象事業の継続について不確実な状況が存在しないこと

⑥ 「人件費及び賃借料のみ」を所要経費として申請するものでないこと

⑦ みなし大企業（注1）又は、個人開業医でないこと

⑧ 国・都道府県・区市町村等から今年度内に同一趣旨の補助を受けていないこと

⑨ 本補助事業に採択され補助金を受給した者による再度の申請でないこと。（ただ

し、辞退等により受給に至らない場合は、他の要件を満たすときに限定し、再度の申請が可能〔1回のみ〕）

- ⑩ 個人事業主（事業税非課税）、創業前の個人は、住民税の滞納がないこと
- ⑪ 個人事業主（事業税課税）は、個人事業税及び住民税の滞納がないこと
- ⑫ 法人は、法人事業税及び法人住民税の滞納がないこと
- ⑬ 区に対する使用料等の債務の支払いが滞っていないこと
- ⑭ 国・都道府県・区市町村等から補助を受け、不正等の事故を起こしていないこと
- ⑮ 目黒区暴力団排除条例に規定する暴力団関係者等でないこと
- ⑯ 遊興娯楽業のうち風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、公金の補助先として社会通念上適切ではないと判断される事業でないこと
- ⑰ 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第34項に規定する認定特定創業支援事業による支援（実践めぐろ創業塾）を令和3年10月以降に受け、目黒区長から証明を受ける資格を有すること。

6 補助対象経費（別表）

人件費、賃借料、専門家謝金、広告費、備品費・改修費

7 提出先及び申請期間

(1) 提出先窓口

目黒区産業経済部産業経済・消費生活課中小企業振興係
（目黒区目黒2-4-36 目黒区民センター1階）

(2) 提出期間

令和8年8月31日（月）から9月11日（金）の午前9時～正午及び午後1時から午後4時まで（土日を除く）

8 申請書

(1) 提出書類（各1部）

- ① 補助金交付申請書（第1号様式）
- ② 補足資料
- ③ 事業資金計画書（第2号様式）

(2) 添付書類（各1部）

- ① 法務局の発行する「履歴事項全部証明書（発行後3か月以内）」（個人の場合は住民票（発行後3か月以内）及び開業届の写し）

※電子申請により開業届を提出した場合、税務署の受け取りを証明する書類も併せて提出すること。

- ② 直近の事業税（都税）の納税証明書（創業予定または創業間もなく事業税を課税されない方は、所得税又は住民税の納税証明書）
- ③ 会社案内（社歴書）（個人の場合は経歴書）
- ④ 直近の決算書（貸借対照表、損益計算書）の写し（個人で、青色申告の場合は青色申告決算書及び貸借対照表、白色申告の場合は収支内訳書）

※これから創業予定の方は、④は不要です。

9 選考・審査

事業内容の選考は、第一次審査（書類選考）を行い、第一次審査で選考された方について、第二次審査（面接選考）を実施します。

【選考審査のポイント】

- ◇ 製品、技術、サービス等に新規性や成長性があり、市場性がある事業か。
- ◇ 事業計画（内容・時期）が明確であるか。
- ◇ 資金計画に確実性があるか。
- ◇ 課題克服と事業化の達成見通しが妥当であるか。
- ◇ 継続的・持続的に目黒区内で展開する事業として適当であるか。
- ◇ 環境問題への対応や雇用増加等、社会貢献度が高い事業であるか。
- ◇ 公序良俗に反する事業でないこと。

10 選考結果の通知

事業内容の審査・選考の結果は、区から申込者あてに「交付決定」または「不交付決定」により通知します。選考・審査の経過や不採択の理由等に関する問い合わせには、一切応じません。補助金対象に採択された事業については、「交付決定通知書」によって、今年度に補助金の対象となる経費（補助対象経費）とその交付額（補助金交付限度額）を通知します。

11 留意事項

- （１）採択された事業であっても、資金計画または事業計画等の内容について、経費見込額の内訳や根拠の詳細な説明を求める場合があります。また、資金計画等を審査した結果、補助金交付限度額が申請時の希望額に満たないことがあります。もし、採択された内容に同意できない場合は、申請の取り下げをすることになります。取り下げ方法は区の担当課へお問い合わせください。
- （２）偽り、隠匿その他不正な手段により補助金の交付を受けた場合やこの要項に定める要件を欠いた時等の場合は、交付決定を取り消し、補助金を返還していただく場合があります。

以 上

別表

◆補助対象経費一覧《創業》に係る対象経費

- ・当該年度（４月１日～翌年３月３１日）に要した経費で、代金の支払済（手形・小切手の場合は決済後）のもの。（消費税は含まない）
- ・具体的な対象経費は下記のとおりです。

人件費

目黒区内の事業所において、補助事業者と直接雇用契約を締結した従業員に対する給与・賃金（パート・アルバイトを含む。交付決定日より前に雇用した者も含む）

１）正規従業員に係る給与は、１人につき月額35万円を限度とします。

なお年俸制を採用する場合は、毎月定額振込とすること。

２）パート・アルバイトに係る賃金は１人につき日額8,000円を限度とします。

賃借料

補助事業の遂行に必要な不動産（事務所、店舗等）及び備品等について、補助対象期間を通して継続的に賃借する経費（交付決定日以前に契約し、継続している賃借を含む）

１）都内における事務所・店舗・駐車場に係る賃借料及び共益費

２）都内における事務所・店舗において使用する備品のリース・レンタル料金

３）業務用に使用するサーバーなどのレンタル料金

専門家謝金

創業期の事業立ち上げに必要な外部専門家等に手数料として支払われる経費

広告費

自社で行う広報に係る経費（購入を行う際の配送料を含む）

１）販路開拓のための広告宣伝費（広告の掲載料等）、パンフレット等の印刷費及び郵送料、展示会出展に要する経費

２）ホームページの作成に要する経費

３）試供品、見本品等の経費

備品費・改修費

創業期に必要な机、ＰＣ、コピー機等の器具備品の購入費（購入を行う際の配送料を含む）

１）１つあたりの購入単価が税込50万円未満のもの

２）応接セット、ＰＣなど複数のもので構成され、それらを同時に購入する場合は、その合計金額を「１つあたりの購入単価」とする

３）簡易な据付工事を含むエアコン等（建物付属設備となるものは除く）

４）工作機械等の設置に係る作業場等の改修費

以 上